

○長崎大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規程

平成16年4月1日

規程第2号

改正 平成17年3月31日規程第25号

平成19年3月30日規程第21号

平成20年3月31日規程第30号

平成27年10月23日規程第44号

平成29年1月27日規程第3号

平成29年12月26日規程第56号

平成30年6月26日規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学（以下「本学」という。）が奨学を目的とする民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）からの寄附を有効に活用し、本学における教育研究の進展及び充実に資するため、本学の主体性の下に設置する寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座 講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附により教員給与、研究費、旅費、光熱水料等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (2) 寄附研究部門 研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附により教員給与、研究費、旅費及び光熱水料等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (3) 部局 戦略本部等（国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第31条の2から第31条の7までに規定する本部・機構、同基本規則第32条から第32条の8までに規定する支援センター等）、各学部、各研究科、各附置研究所、病院、附属図書館、保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設をいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(名称)

第3条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するもの

とする。

- 2 寄附講座等の名称について、寄附者から申出があった場合には、寄附者が明らかとなるような名を前項の名称に付加することができる。

(設置の申請)

第4条 部局長は、民間機関等から寄附講座等の設置に係る経費等の寄附の申込みがあった場合において、当該寄附講座等の設置が本学における教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、部局運営会議の議を経て、その設置を学長に申請するものとする。

- 2 前項の申請に当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 寄附申込書（別記様式第1号）
- (2) 寄附講座の概要（別記様式第2号）又は寄附研究部門の概要（別記様式第3号）
- (3) 担当教員予定者の履歴書（別記様式第4号）及び就任承諾書（別記様式第5号）

(設置の決定)

第5条 学長は、前条の申請内容が本学の教育研究の進展及び充実に寄与すると認められる場合は、当該寄附講座等の設置を決定するものとする。

(存続期間等)

第6条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。ただし、特に必要があると認める場合は、存続期間を更新することができる。

- 2 更新する場合の手続は、設置の手続に準じて行うものとする。

(構成等)

第7条 寄附講座等は、少なくとも教授又は准教授相当者1人及び准教授又は助教相当者1人の教員で構成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、寄附講座等の教育研究の実施上特に支障がない場合には、教授又は准教授相当者1人の教員で構成することができる。
- 3 寄附講座を担当する教員の名称は寄附講座教員とし、寄附研究部門を担当する教員の名称は寄附研究部門教員とする。
- 4 寄附講座教員及び寄附研究部門教員（以下「寄附講座等教員」という。）の身分は、有期雇用職員、フルタイム又はパートタイムとする。
- 5 寄附講座等教員の選考は、民間機関等の意向を尊重し、本学の専任教員の選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。
- 6 寄附講座等の構成員として、本学教員を兼務させることができるものとする。

(職務内容)

第8条 寄附講座等教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(客員教授及び客員准教授)

第9条 寄附講座等教員は、長崎大学客員教授等選考規則(平成16年規則第34号)第2条第2号に該当する者として、同規則の定めるところにより客員教授又は客員准教授と称することができる。

(経費等)

第10条 寄附講座等の設置に係る経費の寄附は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 前項の経費は、長崎大学寄附金取扱規程(平成16年規程第68号)の定めるところにより、寄附金として受け入れ、経理するものとする。

(内容等の変更)

第11条 寄附講座等の内容等を大きく変更しようとする場合の手続は、設置の例による。

(成果の公表)

第12条 部局長は、寄附講座等の存続期間が終了したときは、当該部局の定めるところにより、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(特許等の取扱い)

第13条 寄附講座等教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、長崎大学職務発明規程(平成16年規程第73号)を準用する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等の運営に関し必要な事項は、各部局長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規程第25号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規程第21号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規程第30号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月23日規程第44号）

この規程は、平成27年10月23日から施行する。

附 則（平成29年1月27日規程第3号）

この規程は、平成29年1月27日から施行する。

附 則（平成29年12月26日規程第56号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年6月26日規程第36号）抄

1 この規程は、平成30年7月1日より施行する。

別記様式第1号

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

寄附者

住 所(所在地)

(法人の名称)

(代表者の職)

氏 名

印

寄 附 申 込 書

下記のとおり寄附講座等の設置に係る経費等の寄附を申し込みます。

記

- 1 寄附講座等の名称
- 2 設置目的
- 3 設置期間
- 4 寄附金額 総額 円
- 5 寄附方法(一括寄附又は分割寄附の別。分割寄附の場合はその時期、金額)
- 6 その他

別記様式第2号

寄 附 講 座 の 概 要

- 1 大学名(部局名)
- 2 寄附講座の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附予定額(施設設備等を併せて寄附する場合はその概要)
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当予定教員名及び職名
- 10 寄附講座等の教育研究領域の概要(カリキュラム含む。)
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性

別記様式第3号

寄 附 研 究 部 門 の 概 要

- 1 大学名(部局名)
- 2 寄附研究部門の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附予定額(施設設備等を併せて寄附する場合はその概要)
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 担当予定教員名及び職名
- 10 寄附研究部門の研究目的及び研究課題
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性

## 別記様式第4号

## 履 歴 書

ふりがな 氏名		男・女	(写 真)
生年月日 (年齢)	年 月	日生 (満 歳)	
本 籍 (又は国籍)	都・道・府・県		
現 住 所	電 話		
学 歴			
年 月	事 項		
職 歴			
年 月	事 項		
学会及び社会における活動等			
年 月	事 項		
賞 罰			
年 月	事 項		
上記のとおり相違ありません。			
平成	年	月	日
			氏名
			印

## 備考

- 1 「学歴」の欄には、大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上と認められる学校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴すべてについて記入し、その他の者は、最終学歴について記入すること。なお、学位、称号等についても同欄に記入すること。
- 2 「職歴」の欄には、職歴のすべてについて記入し、職名、地位等についても明記すること。
- 3 「学会及び社会における活動等」の欄には、本人の専攻、研究分野等に関連した事項についてのみ記入すること。



別記様式第5号

就 任 承 諾 書

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

氏 名 印

私は、長崎大学〇〇〇〇寄附講座(寄附研究部門)設置の上は、当該寄附講座(寄附研究部門)担当の教員として、平成 年 月 日から就任することを承諾します。